

平成 30 年度事業計画

公益社団法人島根被害者サポートセンター

はじめに

当センターは、平成 13 年 10 月に電話相談を主体とした「島根犯罪被害者相談室」として設立以来、本年で 18 年目を迎えており、民間の被害者支援機関としての特性を活かし、市民目線によるきめ細かな支援活動によって県内における被害者支援の中核的な役割を担っている。

また、平成 26 年 3 月に島根県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受け、警察からの情報提供に基づき事件・事故の発生直後における早期支援が可能となり、当センターが果たすべき役割は益々増大している。

更に平成 28 年 4 月、島根県知事から公益社団法人として認定を受けたことによって、法人としての社会的信用度の向上及び寄附金等に対する税制上の優遇措置の適用などにより円滑な法人運営を推し進める上での基盤強化に繋がっている。

島根県内における刑法犯の認知件数は減少傾向にあるものの、事件・事故に遭遇した犯罪被害者は様々な問題を抱えており、被害の早期回復、軽減を図っていくためには、一人一人の被害者ニーズに丁寧かつ柔軟に添っていきことが求められる。

平成 30 年度においては、犯罪被害者等基本法に定める基本理念

- ・被害者の尊厳にふさわしい処遇の実現
- ・犯罪被害者の置かれている状況等に応じた適切な支援
- ・途切れることのない必要な支援の実施

を踏まえ、「犯罪被害者に寄り添い、その声に的確に応えられる支援センター」を目指し、下記の重点事項に配慮しながら被害者視点に立った幅広い支援活動を展開していく。

① 関係機関との連携による多面的な支援活動の推進

島根県、島根県警察を始め、県被害者支援連絡協議会及び被害者支援地区ネットワーク加盟団体等関係機関・団体との連携を深め、「電話・面接相談」、「カウンセリング」、「法律相談」、「付添い等直接的支援」など被害者のニーズに即した多面的かつきめ細やかな支援活動を推進する。

また、日本語の話せない外国人被害者等に対しては、しまね国際センターの協力により通訳人の派遣を得て必要な支援活動を行う。（昨年 9 月、同センターとの間で、通訳人派遣の協力を得るための申し合わせを実施）

② 広報・啓発活動の効果的な推進

「やさしさで、つなぐ広がる支援の輪」をスローガンに、被害者支援に対する県民の

理解の増進、及び当センターの認知度向上に向けた効果的な広報・啓発活動を推進する。

③ 犯罪被害者を支える人づくり（人材育成）の推進

○ ボランティア養成講座の開催

支援活動の質の向上を図っていくためには、その土台となる人材の育成が極めて重要である。そのため、新たな支援活動員の育成に繋がる、「ボランティア養成講座」の活性化を図る。特に県西部における支援体制強化に向け、浜田市を中心とした県西部居住者の受講を強く呼び掛けていく。

○ 支援活動員のスキルアップ

被害者支援活動の充実に向け、支援活動の中核となる既存の犯罪被害相談員のスキルアップと新たな犯罪被害相談員の育成、更には支援活動員全体の質の向上を目指し、各支援活動員に対し部内・外の各種研修への積極参加を促し支援活動の充実強化に繋げていく。

④ 県西部地域への活動拠点設置に向けた取組み

県西部地域における支援活動の強化を図っていくため、その活動拠点となる県西部への仮称「西部相談室」の設置を目指し、島根県、島根県警察、関係自治体等の理解と協力得て、候補施設の確保等に努めるとともに、西部地域における新たな支援活動員の発掘、育成に取り組んでいく。

⑤ ファンドレイジング活動の推進

安定的な財源の確保は、正にセンター運営の基盤となるものであるが、日本財団による預保納付金を用いた助成金が、平成 30 年度から大幅に減額されることとなった。このため、これまで以上に資金調達の拡充に向けた取組みを強化していく必要がある。したがって、これまで取り組んできた「支援型自動販売機」の設置促進、「賛助会員」の獲得、「募金箱」設置等に加え、新たな手段による財源確保に向けた取組みにも留意していく。

【具体的事業】

1 相談事業

(1) 電話相談活動

支援活動員が、相談専用電話による犯罪被害等に関する相談に対応し、被害者等が抱える問題点、支援ニーズの把握、指導・助言・情報提供、支援の提案等を行う。

相談専用電話(無料) 0120-556-491(こころのすくい)

受付時間 月曜日～金曜日 午前10時～午後4時

(祝日、8/13～15、12/29～1/3を除く。)

また、本年4月1日から、公益社団法人全国被害者支援ネットワークにおいて犯罪被害者等電話サポートセンターが開設され、全国のエリアを対象としたナビダイヤル0570-783-554(なやみはここよ)による電話相談業務が開始されることから、同センターからの相談事案の確実な引継ぎ等相互の緊密な連携を図っていく。

(2) 面接相談活動

被害者相談に関する知識、技能を有する犯罪被害相談員が、センターの面接室等において犯罪被害に関する相談に対応し、相談者のニーズの把握、各種情報提供を行うとともに、個々の事案に応じ継続的な支援に当たる。

相談時間は、原則として電話相談と同様の時間帯であるが、相談者の事情や要望に則して柔軟に対応する。

(3) カウンセリングの実施等（メンタルケア）

面接相談の結果、被害者等のメンタルケアが必要な場合は、島根県臨床心理士会の協力の下、臨床心理士によるカウンセリング（原則5回まで無料）を実施する。また、被害者等に対する医療的措置が必要と思料される場合には、精神科医師等の紹介を行う。

また、全国被害者支援ネットワークによるカウンセリング等支援制度（日本財団「夢の貯金箱」の支援金事業）についても有効に活用を図る。

(4) 法律相談（弁護士相談）の実施

被害者等に対する面接相談の結果、弁護士による法律相談を受けたいとの要望があれば、その必要性を判断の上、弁護士による無料法律相談（3回まで無料）を行う。

2 直接的支援等事業

(1) 直接的支援活動の実施

ア 付き添い支援

被害者等の要望に即し、精神的負担の軽減を図るため、警察、検察庁、裁判所、病院、行政窓口等への付き添い支援を行う。

イ 生活支援

被害者等の日常生活を支えるため、自宅訪問等による具体的な指導・助言、関係機関による各種支援制度など各種社会資源の活用等についての教示など、日常生活の回復に向けた支援を行う。

(2) 給付金等支給申請の補助業務

犯罪被害者等給付金の裁定申請の補助、あるいは全国被害者支援ネットワークによる被害者緊急支援金（日本財団「夢の貯金箱」の支援金事業）等の申請等による精神的、経済的打撃の緩和を図る。

(3) 自助グループ支援事業

被害者、その遺族の要望に即し、同じような辛さや問題を抱えた被害者、遺族同士が語り合える交流の場の提供等を行う。

3 支援活動員養成・研修事業（人材育成）

(1) 「第11回被害者支援ボランティア養成講座」の開催

支援活動員を養成するため、下記のとおり開催する。

ア 開催日

6月16日、30日、7月7日、21日、8月4日(すべて土曜日)
の計5日

イ 講座の内容

弁護士、臨床心理士、司法、行政等で被害者支援に携わる専門家、被害者遺族等を講師に、支援活動員として必要な基礎的知識の習得を目的として開催する。

ウ その他

受講対象者は、原則年齢 25 歳以上とするが、聴講生としての受講は 25 歳以下でも可とする。

(2) 支援活動員の研修事業

ア 継続研修会の開催

支援活動員全体のスキルアップを目的として、毎月1回の部内研修会を開催する。

内容：部外講師による実践的な指導、県外研修参加者による伝達、具体的支援事案に基づいた支援検討会、裁判傍聴・施設見学等

イ 全国被害者支援ネットワーク主催の研修会

- 全国被害者支援ネットワーク(中国・四国ブロック)質の向上研修(上半期)
9月8日、9日 開催場所 島根県 参加予定8名
- 全国犯罪被害者支援フォーラム2018及び秋期全国研修会
10月6日、7日、8日 開催場所 東京都 参加予定4名
- 全国被害者支援ネットワーク(中国・四国ブロック)質の向上研修(下半期)
1月下旬頃 開催場所 徳島県 参加予定3名

4 広報啓発事業

(1) 各種広報啓発活動の推進

ア マスコミの活用による広報

- ① 山陰中央新報紙「さんさん」欄への掲載(年間契約)
- ② 報道機関への各種資料提供による広報

イ ラッピングバスによる広報

- ① 松江市営バス
松江市内の路線を運行(平成22年度から継続)
4月1日から、新デザインにリニューアルしたラッピングバスが運行
- ② 石見交通バス
浜田市内の路線を運行(平成23年度から継続)

ウ バス車内アナウンス広告

松江市営バスの運行路線5か所においてセンターのスポット広報を実施
放送回数：1日当たり計615回

エ 広報誌、リーフレット等の活用

① 広報誌の発行

広報誌「ニューズレター」を年2回（1月・8月）発行する。

② リーフレット等の活用

リーフレット、サポーターバッジ、クリアファイル、賛助会員の証等を効果的に活用し、当センターの認知度の向上及び被害者支援活動への理解の促進を図る。

オ 自治体広報誌、地域情報誌等の利用

各自治体広報誌、地域情報紙等へ、積極的に広報記事を掲載する。

カ ホームページの効果的活用

ホームページについては、平成29年12月にリニューアルし、スマートフォン対応サイトに整備したところであり、適宜、最新のものに更新し、各種活動紹介、被害者支援を考える講演会、ボランティア養成講座、その他のイベントの紹介など、きめ細かな情報発信を行う。

キ 「犯罪被害者週間」を中心とした広報啓発活動の展開

○ 犯罪被害者週間（11/25～12/1）を中心とし、島根県、島根県警察、その他関係機関と連携し、被害者支援に関する広報・啓発を集中的に実施する。

○ 11月28日から12月3日までの間、島根県民会館において、「被害者支援パネル展」を開催する。

ク 各種イベント等への参加

県主催「しまね人権フェスティバル2018」（江津市で開催）等へ参加し、広報・啓発に努める。

(2) 「被害者支援を考える講演会」の開催

犯罪被害者等が置かれている状況、被害者支援の必要性等について県民理解の増進を図るための啓発事業の一環として犯罪被害者遺族を招いた講演会を開催する。

- ・ 開催月日 11月10日(土) 14:00から
- ・ 会場 くまびきメッセ5F 501会議室
- ・ 講師 闇サイト殺人事件被害者遺族
磯谷 富美子氏

(3) 平成30年度「命の大切さを学ぶ教室」の開催（島根県警からの委託事業）

島根県警察の委託事業として、島根県教育委員会の協力を得て下記のとおり開催する。

- ・ 開催期間 4月～12月
- ・ 開催校 県下の中学校・高校 計15校
- ・ 内容 各開催校に犯罪被害者遺族を招き、遺族としての思いや悲しみを生徒に直接語りかけ、犯罪被害の悲惨さ、親の辛い思いなどの心情を訴え、命の大切さについて理解させるとともに、犯罪被害者等への配慮・協力への意識の涵養等に資することとしている。

【その他の活動】

1 関係機関との連携（会議等への出席）

下記のとおり会議等へ出席し情報交換及び関係機関等との連携強化に務める。

(1) 全国被害者支援ネットワーク主催

- 中国・四国ブロック事務局長会議(上半期) 9月7日 松江市
- 中国・四国ブロック事務局長会議(下半期) 1月下旬 徳島県徳島市

(2) その他の会議

- 島根県犯罪被害者支援連絡協議会総会 11月
- 市町村犯罪被害者等支援施策担当国会議 11月
- 犯罪被害者支援地区ネットワーク会議 11月
- 島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会 平成31年2月

2 ファンドレイジング活動の推進

センター運営の基盤となる安定的な財源確保に向け、ファンドレイジング活動を推進する。

(1) 支援自販機の設置促進

支援自販機による寄附金は、当センターの大きな財源となっており、平成30年度においても継続的に設置促進に取り組む。

※平成30年3月末現在 県下に116台設置

(2) 募金箱の設置

県下の企業、団体等へ、リーフレットポケット付き募金箱の設置促進を図る。

(3) 「イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン」への参加

毎月11日、イオン松江店で受け取る黄色いレシートを店舗内に設置された登録団体の投函ボックスに投入することで、レシート合計金額の1%相当額が寄附として贈呈されるもの。

平成30年度も引き続き団体登録し、支援活動員が広報を兼ねて毎月のキャンペーンに参加する。

(4) 全国被害者支援ネットワークによる「ホンデリング」（古本寄贈による寄附）事業に参加

被害者支援についての理解と支援の輪を広げるための広報を兼ね、平成27年度から参加のホンデリング事業について、平成30年度も継続して取り組む。

(5) 賛助会員（個人、団体）の拡大

個人・団体への働き掛けを強化し会員の拡大を目指す。

(6) その他

既存の資金調達手段のほか、新たな資金調達に向けた取組みに努める。

3 (仮称) 西部相談室の設置候補となる施設の確保等

(仮称) 西部相談室の設置を目指し、島根県、島根県警察、西部地区の関係自治体などの理解と協力を得て、設置に適した施設の確保等に努める。